

商品概要説明書:預入期間延長型円仕組預金


2025年4月15日現在

商品名(愛称)	預入期間延長型円仕組預金「プレーオフ」 *募集型の商品です。募集の都度、預入日、満期日、適用利率等の募集条件を設定します。
ご利用いただけるかた	当社に口座を開きいただいている個人、法人のお客さまのうち、以下の基準を満たすお客さま ・日本国内に居住し、お申込時に満18歳以上かつ満80歳未満の行為能力を有する個人、または日本国内に本店もしくは支店が登記されている法人であること *「ご利用いただけるかた」でも、借入金・支払の確定している資金からの投資はできませんのでご注意ください。
募集期間(※)	募集の都度、一定期間の募集期間を設定し、募集期間中に申込みを受付けます。申込み受付後、募集期間終了日までの間は申込みの取消しを行うことができます。 *申込時から預入日までの間、申込金額について、代表口座円普通預金からの出金を制限します。代表口座円普通預金の残高が申込金額に満たない場合はお申込みいただけません。(出金可能額が残高より少ない場合は、出金可能額までしかお申込みいただけません。また、当座貸越による申込みは受け付けできません。) *詳細は募集要項をご確認ください。
預入期間(※)	この商品は、預入期間の延長の可能性がある商品であり、当初の預入時において、最終的な預入期間は確定していません。当初預入期間は、1年ないし5年のうち、募集時に当社が定める期間とし、当社が預入期間の延長を決定した場合、預入期間が募集時に当社が定める期間ごとに延長されます(以下、延長された預入期間を個別にまたは総称して「延長預入期間」といいます。)。当初預入期間と延長預入期間の合計は最大10年とします。詳細は、募集要項にて発表いたします。 延長の回数には以下の2種類より募集の都度、設定します。 ①最大で1回のみ延長の可能性があり、当社の決定により延長を行う。 ②複数回の延長の可能性があり、当社の決定により都度、延長を行う。 *詳細は募集要項をご確認ください。
預入日(※)	詳細は募集要項をご確認ください。
満期日(※)	募集の都度、以下の各満期日を設定します。 ・当初満期日:1年以上5年以内で当初満期日を設定します。 ・延長後満期日:当初満期日以降、延長預入期間ごとに延長後満期日を設定します。複数回延長を実施した場合、順に第1回延長後満期日、第2回延長後満期日といいます。当社の決定により預入期間を延長しなかった場合、直後に到来する当初満期日または延長後満期日が最終的な満期日(以下、「満期日」といいます)となります。 *満期日を迎えた場合は、自動継続のお取扱いはございません。 *満期日が休日・祝日の場合は、その翌営業日を当該満期日とします。ただし、翌営業日が翌月にまたがる場合には休日・祝日の前営業日を満期日とします。 *詳細は募集要項をご確認ください。
預入期間の延長	期間延長決定日(原則、当初満期日または延長後満期日の2営業日前で、募集の都度、設定します)到来の都度、期間延長をするか否かを当社が任意に決定し、WEB上にて発表いたします。期間延長の決定は、当社のみが行うことができます。
預入方法	代表口座円普通預金からの振替による預入れとなります。 *この預金は目的別口座ではお取扱できません。
最低預入金額、預入単位(※)	募集の都度、設定します。詳細は募集要項をご確認ください。
預入金額の上限	預入金額の制限はありません。
払戻方法	満期日に代表口座円普通預金に一括して元利金を振替えます。

住信SBIネット銀行

適用金利(※)	<p>募集の都度、以下の各利率を設定し、当該期間に適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初預入期間の適用利率: 預入日から当初満期日の前日までに適用される利率。 ・各延長預入期間の適用利率: 当初預入期間又は前回延長預入期間満期日(延長預入期間の開始日)から各延長後満期日(延長後預入期間の最終日)の前日までに適用される利率。 <p>* 複数回延長を実施した場合、順に第1回延長後利率、第2回延長後利率とします。 第1回延長後利率は当初満期日から第1回延長後満期日の前日までに適用される利率、第2回延長後利率は第1回延長後満期日から第2回延長後満期日の前日までに適用される利率となります。第3回以降の各延長後の利率の取扱いも同様となります。</p> <p>* 詳細は募集要項をご確認ください。</p>
利息の計算方法	<p>1円を付利単位とし、上記「適用金利」に記載する各期間の実日数および利率によって、1年を365日として日割り計算します。</p>
利息の受取方法	<p>* 当初満期日および各延長後満期日に、各預入期間にかかる利息を代表口座円普通預金に入金することにより支払います。</p> <p>* 利息の支払等については、この書面が仕組預金規定その他の規定に優先します。</p>
手数料	<p>手数料はかかりません。</p>
中途解約	<p>当初預入期間の他、個々の延長預入期間を含めて原則、中途解約はできません。</p> <p>当社がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、元本金額から調整金(中途解約に伴い発生する解約日から最終満期日までのこの預金に内蔵されたデリバティブの再構築額およびそれに伴う費用を当社所定の計算により算出した金額)を差し引いた金額を、お客さまの代表口座円普通預金へ入金します。市場動向によっては、大きく元本割れとなる可能性が非常に高くなります。</p> <p>また、当社が中途解約に応じる場合、お預入れいただいてからご解約までの経過利息(利息支払がある場合は、直前の利息支払日からご解約までの経過利息)についてはお受取りいただけません。</p>
課税関係	<p>個人のお客さまは、利息に対して20.315%(国税15.315%(復興特別所得税を含む)、地方税5%)の税率により源泉徴収されます(源泉分離課税)。マル優のお取扱いはありません。</p> <p>法人のお客さまは、利息に対して15.315%(国税15.315%(復興特別所得税を含む))の税率により源泉徴収されます。</p> <p>詳しくは、お客さまご自身で、公認会計士・税理士等の専門家にご確認ください。</p>
預金保険制度	<p>この預金には元本保証があり、預金保険制度の対象です。当社にお預入れいただいている他の預金保険の対象となる預金と合算して、元本合計1,000万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。保険事故発生日において、この預金における当社の預入期間延長権は消滅し、保険事故発生日における満期日を期日とする円定期預金となります。ただし、この預金の利息等については、お預入れ時(延長預入期間開始後は直近の延長預入期間開始時)における円定期預金(当該預入期間と同一の預入期間および金額)の金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。</p>
付加できる特約事項	<p>ございません。</p>
当社が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
対象事業者となっている認定投資者保護団体	<p>ありません。</p>

住信SBIネット銀行

その他	<p>①お預入れ時に、契約締結時交付書面を交付します。</p> <p>②通帳およびステートメントの発行はありません。残高および預入明細については当社 Web サイトにてご確認ください。</p> <p>③当座貸越の担保としてご利用いただけません。</p> <p>④この預金は、市場環境等によりお取扱いを中止することがあります。当社 Web サイトにて申し込んだ後であっても、募集終了日までの市場環境等により、お取扱いを中止することがあります。</p>
お問合せ先	<p>住信SBI ネット銀行WEB サイト、またはスマートフォンからお問合せください。</p> <p>https://netbk.jp/otoiawase</p> 

(※)印の項目は、募集の都度、設定します。